

高橋（稔）委員

世界に目を転じると、たしか2015年ですか、カリフォルニアでEV法がより一層徹底されていくという、そういう報道でしたけれども、アメリカ市場が電気自動車の先駆けとして、既に御承知なんですけれども、この18ページにあります安全性基準の確立ということで、これが普及促進策の最初に上げられていますけれども、この現状についてはどういう御認識なのかと、世界のトレンドラインはどのような状況なんですか。

小原参考人

安全性基準については、今は自主基準、電池で小型の電池をやっていた基準と、あと我々例えば電源の仕掛け、キュービクルという受電設備みたいなものをつくっているの、そういったものの今までつくった知見の自主基準で、ノイズを出さないとか、雷インパルスについてノイズを出さないとか、そういった基準を設定してやっているというのが実態です。

海外も同様です。リチウムイオン電池で民家に設定して、こういう設置基準でないといけないというのは、まだありません。安全性の基準はないけれども、タリフの基準は、カリフォルニアなどではどんどん進んでいます。要は、日本ではまだ家庭用の蓄電に対するタリフはないのですけれども、向こうではあります。

安全性の話をする、まだリチウムイオン電池は幾つか障害が起きているということも聞いています。特に、シボレーボルトという車は実際衝突試験とかをやった後に、駐車場に留めておいたら炎上したと、これは多分最近です。だから、定置型の話とやや混同はするかもしれないんですけれども、まだどこまでいって燃えてしまうのかみたいなことについては、アメリカでさえもまだ十分な基準が確立できていないという認識でいます。ただ、どんどんEVを普及させていこうと彼らも思っているの、そういうところの安全性の基準というのは、アメリカがレファレンスになるかと思っていて、そういう動きを、是非日本でもモニターして早めに取り組むという活動が必要なのではないかと思っています。

高橋（稔）委員

たしか統一基準ではないでしょうけれども、どちらか認証基準だと思いましたが、ドイツだったか、テュフライン規格とかいうのがあって、一つの認証規格基準か何かは最高峰だというような、そういうマスコミ報道を見たことがあります。私はフランス語専攻だったものですから、ドイツ語は不勉強なのですが、テュフライン規格、たしかそういう名前だったと思いますけれども、何かもし知見があればと思ったのですが。

小原参考人

申し訳ないです。私はドイツ語専攻だったんですけれども、詳しく存じ上げておりません。

高橋（稔）委員

是非今後のために、世界基準も研究しておいていただければと思います。

高橋（稔）委員

そもそもなんですけれども、ソーラーバンクセンターの名称、バンクってなぜ入ったんですか、よく分からないんです。

新エネルギー・温暖化対策部長

実は、そういった御疑問を頂いていて、御案内のとおり、もともとがソーラーバンクというふう知事が申し上げたのは、何らかのいわゆるSPC的な企業があつてと、こういう形あるものというイメージでございましたので、我々はそれがソーラーバンク構想ということで、一つの単語としてずっと使っていたものですから、それにセンターを付けたということなんですけれども、こういう県民の皆さんから見ると、どこにバンクがあるんだよと、かえって分かりにくい、こういう御指摘もあるかと思ひます。

名称については、ソーラーバンクシステムのソーラーバンクセンターだという形でお示ししておりますけれども、これは何らかの形で県の外部組織なり、そういった形できちんと位置付けられるという形になれば、名称については、今の御意見を参考にしながら、検討させていただきたいと思ひます。

高橋（稔）委員

まだ何の意見も言っていないんですけれども、名前からするとわけが分からなくなつてしまつて、アイバンクなのか、腎バンクなのか、バンクというからには何か金融機関のような機能があるのかと思ひて、ない知恵をずっと巡らして考へて、考へて、悩んでいたんです。

今の回答で、そういう意味だったというのは分かつたんですが、ただそうは言つても、今くしくもSPC的な機能を持たせたいという思ひもあつたとおっしゃつたんですけれども、この県民から募集をかけて見積申込みをとるといふと、結構二つの要件が重いのではないかと思ひますけれども、さっき代理申請の話もなさつていましたけれども、市町村と国の補助金が、どれだけ担保できるのというのが一つあると思ひます。

もう一つの担保は、ソーラーローンの与信担保はちゃんとできるのかと、こういう話が結構重いと思ひます。これは売る側も、与信担保って結構大きいと思ひます。そうすると、私のない知恵ではソーラーバンクセンターといふんだから、この二つの担保をしっかりとやるのがバンクセンターの役目なのかなと、こういうふうにならずと思ひ悩んできたんですけれども、見解を伺いたいと思ひます。

太陽光発電推進課長

名称について御心配をお掛けしたと思いますが、現実的にはお話のあった与信については、センターの機能としては想定はしておりません。市町村の補助の部分につきましては、それは我々が持っている情報の中で、お住まいの市町村で現状の補助がどうなっているかといった情報について御提供することはできます。

あと、銀行のこちらの相談の方につきましては、これは情報といたしまして、こういった銀行で、こういったソーラーローンをそれぞれの条件で御提供しておりますといった情報提供をさせていただくと。あとは、もう個々の与信判断は、それぞれの銀行の方で、御判断いただくものかと思っております。

あとは、これは銀行ローンを使うと、ソーラーローンを使うということが必須の条件ではございませんので、現実的には例えば販売店、あるいはパネルメーカーの代理店、あるいは販売子会社等が提携する信販ローンですとか、そういったものも一つの検討材料になるのかと。ただ、そういったソーラーローンがあるといったことは、あらかじめやはりしっかりと御認識いただいた上で、最終的な御判断をいただいた方が、あとから知らなかったということにならないような、そういった対応はしっかりとっていきたいと考えております。

高橋（稔）委員

そうすると、このソーラーバンクセンターは県民へのサービス機関的な意味合いが強いという思いで今伺っていたんですけれども、そうすると先ほども出ていましたけれども、市町村の補助、国の補助、こういうものが県民と直結して、従来のスキームで付けますということになった場合に、さっき、今回は従来のスキーム自体認めないというふうに聞こえたんですけれども、それは従来のスキームでやっている事業者に対しては、これは結構厳しい話になってしまうと思うんですけれども、さっきちらっと従来のスキームではないんですと、補助金活用は、全部バンクセンターでやっていくというようなニュアンスでとらえたんですが、その辺をもう一回整理して、従来のスキームとバンクセンターでやっていくこの仕組みとをよく御説明いただきたいのですが。

太陽光発電推進課長

私の説明が不十分でございました、申し訳ございません。

あくまでも、これは既存の補助スキームを活用した形でございますので、当然このシステムに乗らない従来の補助金活用といったのもありという形になります。その補助金を使って従来のパターンで設置をされる、あるいはこのシステムを使って設置される、どちらも、それは選択されるというような仕組みでございます。

高橋（稔）委員

そうすると、また余計に分からなくなってくるんですが、制度が二つあるわけです。このソーラーバンクセンターを使うことに対して、県民のメリット、県のメリット、そういうものは、どういうふうに総括されますか。

太陽光発電推進課長

それは、ある一定のソーラーパネル、あるいは設置の条件になりますけれども、そこではよりお求めやすい、あるいは県が加わることでの安心感といった部分で、県民のメリットということではないかと期待をしております。

高橋（稔）委員

私は、例えば協定とかは有料協定なのかと、そうすると、県に少し何らかのメリットがあるのかと思いついてみたり、一方で業務委託すると、委託料が発生したりするんだろうし、相殺してチャラなのかとか、県のメリットは何なのかということと、今こういう仕組みを使えば安価なリーズナブルなものが提供できますという話なんですけれども、既存の仕組みでも、それはさっきもおっしゃっていましたが、結構破格なものが出てきて、そういう仕組みがおのずと出来上がってきてしまっていることを考え合わせると、どんなものかと。

新聞にも、本当に想定どおりにいくのかというような記事も載っていましたが、今の有料協定みたいなものにはしなかったのか、併せて、委託料がどういうふうになっているのか、伺っておきたいと思います。

太陽光発電推進課長

まず、協定について有料といったものは、想定はしておりませんでした。また、委託につきましても、やはり御質問の中でもありましたけれども、営業にかかわるコストダウンも非常に大きな要素と考えております。まずは、第1次顧客の情報を県のこういった仕組みを通じて、販売業者様に御提供することにメリットを感じていただき、それが最終的に価格へも反映してくるものと、そのように期待をしておりますし、一定のヒアリングの段階では価格についても軽減が可能といった、我々としてのある程度の手応えを感じているといった状況でございます。

あと、県のメリットということで、有料化による収入という部分は、ここではちょっと見ておりませんが、ただ、我々としたしましては、究極的には県の補助金がなくても一定期間の中で設置費用が回収できる、そのぐらいの価格レベルになっていくと、そういったところが我々としては、できるだけ早い段階で実現していきたいということで、そのための一つの方法論として、こういった県が関わることでの県民へのメリットを具体化する、そのための第一歩として今回のスキームをまずは回していきたいと、このように考えております。

高橋（稔）委員

それで、ソーラーバンクの委託料というのは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

太陽光発電推進課長

県として、このスキームを運営していくのに不可欠な要素でございますので、ここは県として具体的な負担という形で、その役割として設置と、その運営に

については委託という形になりますけれども、NPOの協力を得ながら県として運営をして、県の資金を使いながら運営をしていくと、このように考えております。

高橋（稔）委員

委託料金というのは、どのくらいなのか、それはこの議会にも、委員会にも報告ということで受け止めておいていいんですか。

太陽光発電推進課長

まず、事業規模は1,470万余円を考えています。この事業につきましては、実は緊急雇用創出事業、この基金を活用いたしまして、新規採用も含めて事業運営をしていく、このような委託事業というふうに考えています。

なお、この緊急雇用につきましては、もともと既決予算ということで、これは商工労働局の方で示している予算でございます。

高橋（稔）委員

緊急雇用創出事業の基金の活用ということで、今承ったんですけれども、そうかとは思っていたのですが、基金は一般財源的に長期継続使用が限定的ではないですか。これは、先ほどおっしゃっていたNPOが継続されて、この委託事業をやっていくこととは、どう考え合わせるのでしょうか。

太陽光発電推進課長

この緊急雇用につきましては、今年度と、あと来年度の平成24年度も、事業としては基金として継続するというところでございますので、そういう中で、この運営については県として最大限の責任を果たしていこうと思っています。

その後の運営につきましては、これはまだまだ我々として具体的な形は想定していませんが、NPOとして自立的運営ができるという形になれば、これは一番ベストな形かと思っていますが、どういう形で収入を上げるのか、その辺はなかなか現段階では事業者から何らかの収入を得るという形になりますと、今度は中立性ですとか、公平性の部分での問題もやはり出てくるのかと、そういう部分では、中立性、公平性を確保するという意味で、県としての負担という形で、そこを担保していくということが、一つの方法かと考えております。

高橋（稔）委員

最後にしますけれども、先ほど来、契約のそごがないようにということで、何人の委員からも御指摘があったと思いますけれども、私が冒頭に申しました補助金の存在とソーラーローンの与信の可能性の有無と、要件としては大きなファクターではないかと思うんです。

したがって、契約には停止条件付きのものを盛り込んでおいた方が県民にとっては非常に優しいのではないかと思うんですけれども、これは答えられないでしょうから、要望にしておきます。